

重点方針専門調査会 説明資料

平成30年4月24日

金融庁

コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定①

- 中長期的な企業価値の向上に向けて、**コーポレートガバナンス改革をより実効的なものとする**ことが必要。
- このため、**コーポレートガバナンス・コードを改訂するとともに、投資家と企業の対話のためのガイドラインを策定**(昨年12月8日閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」)。

コーポレートガバナンス改革を巡る課題

- ・ **果敢な経営判断**
- ・ 戦略的・計画的な**設備投資・研究開発投資・人材投資**
- ・ 客観性・適時性・透明性ある**CEOの選解任**
- ・ **取締役会の多様性**の確保
- ・ **政策保有株式**の縮減
- ・ **企業年金**の専門性向上

コーポレートガバナンス・コード改訂

スチュワードシップ・コード
(2014年2月策定・2017年5月改訂)

「対話ガイドライン」策定
(両コードの附属文書)

コーポレートガバナンス・コード
(2015年6月策定)

機関投資家

建設的な対話

企業

⇒「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を経て、パブリックコメントを実施(4月29日まで)。6月の株主総会シーズンまでに確定。

コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定②

コーポレートガバナンス改革を巡る課題

コーポレートガバナンス・コード改訂と 「投資家と企業の対話ガイドライン」策定のポイント (※)

果断な経営判断

- 事業ポートフォリオの見直しなどの果断な経営判断とそれに基づく方針の明確化
- 自社の資本コストの的確な把握

戦略的・計画的な
設備投資・研究開発投資・人材投資

- 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施
- 手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用

客観性・適時性・透明性ある
CEOの選解任

- 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立
(独立した指名委員会の活用等)

取締役会の多様性の確保

- 取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力とジェンダー・国際性などの多様性の確保

政策保有株式の縮減

- 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化

企業年金の専門性向上

- 自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

(※)これらの主なポイントについてコーポレートガバナンス・コードを改訂。

また、これらに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため「対話ガイドライン」を策定。

コーポレートガバナンス・コード改訂案及び投資家と企業の対話ガイドライン(案) (抜粋)

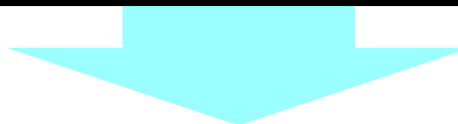
「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」

(平成30年3月26日「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」)

【取締役会の機能発揮等】

取締役会は、CEOをはじめとする経営陣を支える重要な役割・責務を担っており、取締役会全体として適切な知識・経験・能力を備えることが求められる。

また、我が国の上場企業役員に占める女性の割合は現状3.7%にとどまっているが、取締役会がその機能を十分に発揮していく上では、ジェンダー、更には国際性の面を含む多様性を十分に確保していくことが重要である。



コーポレートガバナンス・コード改訂案 (下線部を追加)

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。(以下略)

投資家と企業の対話ガイドライン(案)

【取締役会の機能発揮】

3－6. 取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか。